



＝ 日本共産党杉並区議会議員

週刊

こんにちは 山田耕平 です

2019.2.21 No.327

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺 2-2-1 1
TEL 090-9973-0941
ホームページ
<http://yamadakohei.jp>

義務教育費の無償化の実現に向けて 給食費負担軽減条例を議員提案

2月12日から開催されている杉並区議会第一回定例会にて、日本共産党杉並区議団は学校給食費の保護者負担を軽減するために、給食費負担軽減条例を提案しました。

給食費 年間5〜9万円 子育て世帯に重い家計負担

杉並区立小中学校の給食費は保護者負担となり、小学校低学年で年間約5万5千円、中学校では年間約7万2千円です。また、アレルギー疾患などの児童生徒に対しては、対応食となり金額が高くなります。中学生のアレルギー対応食の給食費は年間約9万3千円と、家計にとって重い負担です（下表）。



JCP杉並サポーターズが作成した
条例提案をお伝えするチラシ

義務教育費の無償化を 年額1万1千円の助成へ

学校給食費については、既に全国で82の自治体が無償化を進めています（平成29年度・学校給食費の無償化等の実施状況より）。

■杉並区立小中学校の給食費（2018年度）

給食種類	小学低学年		小学中学年		小学高学年		中学生	
	1食	年間	1食	年間	1食	年間	1食	年間
通常食	252円	55,440円	270円	59,400円	289円	63,580円	326円	71,720円
アレルギー対応食	328円	71,060円	351円	77,220円	376円	82,720円	424円	93,280円

¥月1,000円の助成に必要な予算は

小学生 年間 225,750,000円 中学生 年間 70,059,000円

合計で 年間 295,779,000円

杉並区の年間予算は約1800億円、2017年度の黒字額は80億円以上、基金積み立ては523億円（2017年度末）。
区の財政力を活用すれば実現可能です。

国の食育基本法では学校給食を教育の一環と位置付けており、憲法26条で義務教育の無償化が定められていることから、小中学校の給食費は無償であるべきです。

区の財政力で直ちに実現可能

党杉並区議団は、給食費無償化の第一歩として、また、家計負担の軽減を目指し、年額1万1千円の給食費負担軽減条例を提案しました。杉並区の財政力があれば直ちに実現可能な施策です（右下）。

条例については2月22日の文教員会で審議されます。条例の実現に向けて全力を尽くします。

国のガイドラインや要綱に沿わない異質の事業に…

児童館廃止で機能継承されず 質疑で明らかに

荻窪北児童館と桃2小放課後等居場所事業の比較

	荻窪北児童館	放課後等居場所事業
施設	体育室、図書室、図工室、スタジオ相談室	多目的室 (体育館、図書室などの利用は制約あり)
利用対象児童	自由	事前登録が必要
目印の着用	不要	ビブス(ゼッケン)着用義務づけ
日曜利用	可能	不可
他校生と一緒にの利用	可能	事前登録が必要
未就学児と一緒にの利用	可能	不可
おやつ	家から持参して食べる	食べられない
中高生の居場所	スタジオあり	ゆう杉並を利用



区は「沿うものではない」と答弁。児童福祉法に基づく児童福祉施設ではないことも認めました。児童館ガイドラインでは、理念や目的が定められ、児童館は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であると定められています。

児童館廃止はストップを

国のガイドラインや要綱に沿わない事業
杉並区も認める 機能継承の前提崩れる

区議会第一回定例会の代表質問・一般質問では、杉並区が進める児童館全館廃止方針の問題を取り上げ、児童館の存続を求めました。区は区立施設再編整備計画において、児童館を全館廃止し、小学校内で実施する放課後等居場所事業等に「機能継承し拡充する」と強弁してきました。一方、放課後等居場所事業では、児童館機能は大幅に縮小し、継承どころか全く別の事業に変質しています(左表・荻窪北児童館の事例)。

質問では、実際の運営上の問題を指摘し、放課後等居場所事業が、児童館に関する国のガイドラインに沿っているのか質しました。

また「児童館運営設置要綱」では、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けることが定められています。放課後等居場所事業は、児童館機能の継承にはならず、児童館廃止に道理はありません。廃止方針を止めるべきです。

育メン日誌

「もう行かない？」の日々
一年で最も忙しい時期(予算議会)になりました。今年には自らの選挙や父母会長の事務等々…。毎日、目の回るような忙しさです。最近、家に帰ると息子と娘からお決まりの言葉をかけられます。「もう行かない？」…この後、仕事に出かけるかどうかの確認です。大抵は「まだ仕事なんだ」となりガッカリ。たまに「行かないよ」となると大喜び(泣)。子どもとの時間も取れず辛い日々ですが、今は踏ん張るときです。

流で一石二鳥。子どもとの交



児童館ガイドライン (抜粋)

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。

① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。

(3) 児童館の特性

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点(館)である。

児童館の設置運営要綱 (抜粋)

第1 総則 3 設備及び運営 (1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。